工営所再生プラン

（付録）

～目　次～

１　機構
（１）建設局の組織　Ｐ１
（２）建設局の組織体制図　Ｐ２

２　建設局の職員数　Ｐ３

３　建設局の事務分掌
（１）局本課の事務分掌　Ｐ３
（２）事業所の事務分掌　Ｐ６

４　工営所の組織体制
（１）工営所の名称及び所管区域　Ｐ８
（２）組織体制図　Ｐ９
（３）各職種の職務内容　Ｐ９
（４）現業管理体制　P10

１　機構

（１）建設局の組織

建設局は、都市基盤施設の機能維持および震災・風水害に備えた都市基盤施設の機能拡充による安全・安心な市民生活の実現、都市のストック・ポテンシャルを活用して魅力ある都市空間を創出するとともに都市交通を充実させ大阪・関西の成長を牽引するまちづくりの実現をめざし、都市計画道路、一般道路、橋梁、下水道、河川、公園、緑地などの公共施設の建設、改良、維持管理等を行う部門である。

このため事務分掌編成の基本方針は、多種多様にわたる関係業務の実態に即するよう目的別に部をおき、それぞれの業務にあたることにしている。

局の文書、人事、予算・決算、道路・公園敷地等の財産管理等を担当するために総務部を、局の総合的企画業務、防災業務、局業務に係る区のまちづくり支援を担当するために企画部を、一般道路事業、橋梁事業、河川事業及び都市計画道路事業の調査、計画、設計や立体交差事業の実施、自動車駐車場の管理等を担当するために道路河川部を、下水道事業の計画、下水道施設の設計及び維持管理、下水道用地の管理、水環境改善及び水環境技術に係る連絡調整、工場排水の規制等を担当するために下水道部を、公園、緑地の調査、計画及び公園施設の整備・管理運営等を担当するために公園緑化部を設置しているほか、臨海地域事業の連絡調整及び国際博覧会に係る道路交通の円滑化を担当するために臨海地域事業推進本部を設置している。

このほか、建設局が所管する道路、橋梁、河川、公園、下水道施設その他特定土木施設並びに下水道設備の工事の施行及び維持管理等を担当するために東部、西部、南部及び北部の各方面管理事務所を設置するとともに、大阪港湾局が所管する道路、橋梁及び緑地の工事の施行監理及び維持管理等を担当するため、臨港方面管理事務所を設置している。

さらに、各方面管理事務所の業務を補完する部署として、建設局が所管する道路、橋梁、河川、その他の特定土木施設の管理、道路掘削工事の連絡調整等を担当する工営所及び河川、運河の維持管理及び渡船運航等を担当する河川・渡船管理事務所、所管公園の管理や所管公園における工事の連絡調整及び街路樹の維持管理を担当する公園事務所を設置している。

このほか、淀川左岸線（２期）事業をより安全・円滑に進めるため、淀川左岸線２期建設事務所を設置している。

（２）建設局の組織体制図

凡例　実線：局本課（工事設計・発注・制度を所管する ATC に事務所を置く課）

破線：事業所（維持修繕・管理を所管する市内各所に設置された現場事務所）

- 建設局
  - 総務部
    - ・総務課
    - ・職員課
    - ・経理課
    - ・管理課
    - ・管財課
    - ・測量明示課
  - 企画部
    - ・企画課
    - ・方面調整課
    - ・工務課
  - 道路河川部
    - ・調整課
    - ・道路課
    - ・橋梁課
    - ・街路課
    - ・河川課
  - 下水道部
    - ・調整課
    - ・下水道課
    - ・設備課
    - ・施設管理課
    - ・下水道資源循環課
  - 公園緑化部
    - ・調整課
    - ・公園課
    - ・緑化課
  - 臨海地域事業推進本部
    - ・臨海地域連絡調整担当
    - ・臨海地域事業調整担当
    - ・臨海地域万博調整担当
    - 淀川左岸線２期建設事務所
      - ・設計課
      - ・建設課
    - 臨港方面管理事務所
      - ・管理課

右に続く

左から続く

- 東部方面管理事務所
  - ・管理課
  - ・設備課
  - ・中浜工営所
  - ・田島工営所
  - ・鶴見緑地公園事務所
  - ・真田山公園事務所
- 西部方面管理事務所
  - ・管理課
  - ・設備課
  - ・津守工営所
  - ・市岡工営所
  - ・大阪城公園事務所
  - ・八幡屋公園事務所
  - ・河川・渡船管理事務所
- 南部方面管理事務所
  - ・管理課
  - ・設備課
  - ・住之江工営所
  - ・平野工営所
  - ・長居公園事務所
- 北部方面管理事務所
  - ・管理課
  - ・設備課
  - ・野田工営所
  - ・十三工営所
  - ・扇町公園事務所
  - ・十三公園事務所
  - ・舞洲スラッジセンター

２　建設局の職員数

令和７年５月１日現在

建設局	行政職員		技能職員	専門職員		計	
総務部	(72)	177	75	(2)	10	(74)	262
企画部	(66)	120	20			(66)	140
道路河川部	(61)	154		(1)	2	(62)	156
下水道部	(74)	179		(3)	14	(77)	193
公園緑化部	(42)	82	11		3	(42)	96
東部方面管理事務所	(37)	71	149		17	(37)	237
うち中浜工営所	(10)	18	52		2	(10)	72
うち田島工営所	(9)	16	41		2	(9)	59
西部方面管理事務所	(39)	74	218	(1)	18	(40)	310
うち津守工営所	(8)	16	41	(1)	2	(9)	59
うち市岡工営所	(9)	16	45		2	(9)	63
南部方面管理事務所	(31)	63	118	(2)	14	(33)	195
うち住之江工営所	(7)	14	31	(1)	2	(8)	47
うち平野工営所	(8)	16	42	(1)	3	(9)	61
北部方面管理事務所	(37)	77	148	(4)	22	(41)	247
うち野田工営所	(9)	17	43		1	(9)	61
うち十三工営所	(8)	16	42	(1)	3	(9)	61
臨海地域事業推進本部	(10)	12				(10)	12
淀川左岸線２期建設事務所	(15)	32				(15)	32
臨港方面管理事務所	(7)	14	24			(7)	38
建設局計	(491)	1,055	763	(13)	100	(504)	1,918

※（　）内は管理職で内数、
　大阪府・大阪府警からの派遣 13 名含む

３　建設局の事務分掌

（１）局本課の事務分掌

総務部

総務課

⑴ 局の文書及び局業務の進行管理に関すること

⑵ 他の部及び課の主管に属しないこと

職員課

⑴ 局の人事に関すること

経理課

⑴ 局の予算、決算及び物品に関すること

⑵ 使用料、負担金、占用料、手数料等諸徴収金に関すること

管理課

⑴ 道路占用及び屋外広告物に関すること

⑵ 公園及び緑地における占有等の許可に関すること

⑶ 局所管不動産の不法占拠の処理（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

⑷ 自転車駐車場に係る企画及び放置自転車対策に関すること

⑸ その他道路の管理（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

管財課

⑴ 局所管不動産の管理（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

⑵ 道路の認定、廃止等の手続に関すること

⑶ 道路台帳及び公園台帳に関すること

⑷ 公園及び緑地の供用、廃止等の手続に関すること

測量明示課

⑴ 都市計画街路及び道路の測量及び区域の明示に関すること

⑵ 市有不動産の測量（他の所管に属するものを除く。）に関すること

企画部

企画課

⑴ 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

⑵ 局業務の技術的総括に関すること

⑶ 局の事業実施計画に関すること

⑷ 局のＤＸの推進及び業務の情報化に関すること

⑸ 他の課の主管に属しないこと

方面調整課

⑴ 局業務に係る区との総合調整に関すること

⑵ 局業務の事務改善に関すること

工務課

⑴ 土木分野における技術的事項の総括に関すること

⑵ 土木技術に関する情報の収集及び管理に関すること

⑶ 道路掘さく工事の指導及び道路の監察に関すること

⑷ 局の防災業務に関すること

⑸ 水防事務組合との連絡に関すること

⑹ 局所管工事の検査及び工程管理に関すること

⑺ 道路、橋梁、河川その他特定土木施設の管理運営の計画及び連絡調整に関すること

⑻ 道路施設、河川施設及び公園施設の電気機械設備の設計及び維持管理に係る連絡調

整に関すること

道路河川部

調整課

⑴ 道路事業、橋梁事業及び都市計画街路事業の進行管理及び連絡調整に関すること

⑵ 道路に関連する他の工事との連絡調整に関すること

⑶ 自動車駐車場の施設計画及び連絡調整に関すること

⑷ 自動車駐車場（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること

⑸ 他の課の主管に属しないこと

道路課

⑴ 道路事業の調査及び計画に関すること

⑵ 道路及び附属施設の設計及び維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること

⑶ 道路関係工事の受託施行に関すること

⑷ 自転車駐車場の設計並びに自転車通行環境に係る企画及び設計に関すること

橋梁課

⑴ 橋梁事業の調査及び計画に関すること

⑵ 橋梁（渡船施設及び河底トンネルを含む。）の設計及び維持管理に関すること

街路課

⑴ 都市計画街路事業（他の所管に属するものを除く。）の調査及び計画に関すること

⑵ 都市計画街路（他の所管に属するものを除く。）の用地及び設計に関すること

⑶ 土地区画整理事業等に伴う道路その他の土木施設の設計に関すること

河川課

⑴ 河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること

⑵ 河川及び運河の設計及び維持管理に関すること

⑶ 河川管理の連絡統制に関すること

⑷ 公有水面の埋立てに関すること

下水道部

調整課

⑴ 下水道事業の計画、進行管理及び連絡調整に関すること

⑵ 水環境改善及び水環境技術に係る連絡調整に関すること

⑶ 下水道用地の管理に関すること

⑷ 他の課の主管に属しないこと

下水道課

⑴ 下水道施設の設計、工事の施行及び維持管理に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

設備課

⑴ 下水道施設の電気機械設備の設計に係る連絡調整に関すること

施設管理課

⑴ 下水道施設の管理運営の計画及び連絡調整に関すること

⑵ 下水管渠に係る施設、工作物等の設置の許可に関すること

⑶ 下水道施設の電気機械設備の維持管理に係る連絡調整に関すること

下水道資源循環課

⑴ 下水道事業の調査及び技術研究に関すること

⑵ 水質管理の総括に関すること

⑶ 工場排水等に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること

公園緑化部

調整課

⑴ 公園事業及び緑地事業の計画、進行管理及び連絡調整に関すること

⑵ 公園、緑地及び公園施設の管理運営（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること

⑶ 地方独立行政法人天王寺動物園に関すること

⑷ 他の課の主管に属しないこと

公園課

⑴ 公園、緑地及び公園施設の整備に関すること

緑化課

⑴ 緑化事業の調査、計画及び実施に関すること

⑵ 花と緑のまちづくりの推進及び普及に関すること

⑶ 造園関係工事及び樹木の植栽関係工事の受託施行に関すること

⑷ 樹木及び花卉の植栽計画及び維持管理に関すること

臨海地域事業推進本部

⑴ 臨海地域事業の連絡調整に関すること

⑵ 国際博覧会に係る道路交通の円滑化に関すること

⑶ 淀川左岸線２期建設事務所及び臨港方面管理事務所に関すること

（２）事業所の事務分掌

建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）

管理課

⑴ 下水道施設の工事の施行、維持修繕及び管理に関すること

⑵ 受託下水道工事に関すること

⑶ 排水設備の計画確認及び検査に関すること

⑷ 所管不動産の不法占拠の予防に関すること

⑸ 工事用機械器具及び車両の整備並びに運用に関すること

⑹ 所の安全衛生管理に関すること

⑺ 他の課の主管に属しないこと

設備課

⑴ 下水道施設の電気機械設備の維持管理に関すること

⑵ 下水道施設の電気機械設備の工事の施行並びに特命による下水道施設の電気機械設備の管理運営に係る企画及び連絡調整に関すること

⑶ 下水の水質の管理に関すること

工営所

⑴ 特命による道路占用に関すること

⑵ 所管不動産の不法占拠の処理（他の所管に属するものを除く。）及び特命による屋外広告物の除却に関すること

⑶ 道路、橋梁、河川、その他特定土木施設の工事の施行（他の所管に属するものを除く。）、維持修繕及び管理に関すること

⑷ 道路掘さく工事の連絡調整に関すること

公園事務所

⑴ 公園（公園施設を含み、他の所管に属するものを除く。以下同じ。）の建設及び整備に係る工事の施行、公園の管理運営並びに収入金の徴収に関すること

⑵ 樹木及び花卉の管理に関すること

河川・渡船管理事務所

⑴ 河川及び運河の維持に関すること

⑵ 水門その他の河川管理施設の操作及び維持管理に関すること

⑶ 特命による河川及び運河の管理に関すること

⑷ 渡船運航に関すること

⑸ 渡船施設の管理に関すること

舞洲スラッジセンター

⑴ 下水汚泥の脱水、溶融、再生利用その他の処理に関すること

建設局水質試験所

⑴ 工場排水等の水質等の分析及び試験に関すること

⑵ 下水の浄化処理過程の調査及び研究に関すること

⑶ 下水の水質検査の技術的総括に関すること

建設局淀川左岸線２期建設事務所

設計課

⑴ 淀川左岸線２期事業及び当該事業に関連する都市計画道路事業の調査及び計画に関すること

⑵ 淀川左岸線２期事業及び当該事業に関連する都市計画道路事業に係る用地及び設計に関すること

建設課

⑴ 淀川左岸線２期事業及び当該事業に関連する都市計画道路事業に係る工事の施行に関すること

建設局臨港方面管理事務所

管理課

⑴ 大阪港湾局が所管する道路、橋梁及び緑地（別に定めるものに限る。）の工事の施行、維持修繕及び管理に関すること

４　工営所の組織体制

（１）工営所の名称及び所管区域

名称	所管区域	名称	所管区域
中浜工営所	都島、旭、城東、鶴見	住之江工営所	住之江、住吉
田島工営所	天王寺、東成、生野	平野工営所	阿倍野、東住吉、平野
津守工営所	大正、浪速、西成	野田工営所	北、福島、此花
市岡工営所	中央、西、港	十三工営所	西淀川、淀川、東淀川

（２）組織体制図

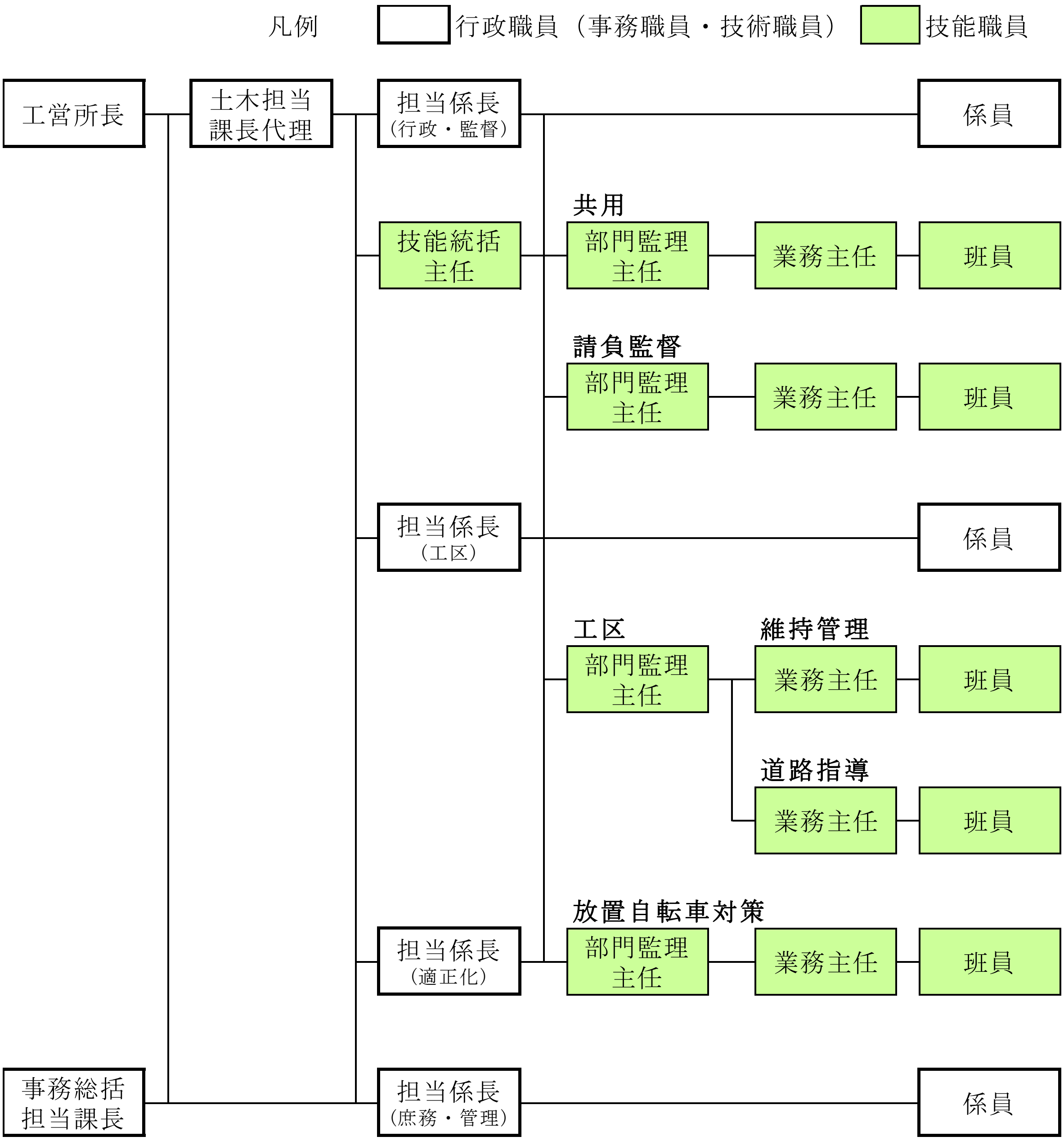

（３）各職種の職務内容

①　職種区分規程による区分

大阪市においては、職員の職務内容を明らかにし、人事、給与等事務処理の円滑化を図るため、下記のとおり職種を区分している。

ア　職種区分表（１）

職種	職務内容
事務職員	他の職種に属さない一般事務職員
技術職員	他の職種に属さない一般技術職員

イ　職種区分表（２）

職種	職務内容
技能職員	他の職種に属さない一般技能職員

② 工営所における職務内容

工営所には、上記の職種区分規程に定められている「一般事務・一般技術業務」を担う行政職員と、「一般技能業務（現場における維持管理業務等）」を担う技能職員を配置しており、主に下記の業務を分担している。

ア　行政職員（事務職員・技術職員）

道路、河川、橋梁などの整備と維持・管理、道路掘削工事の連絡調整等、道路占用許可申請の受付・許可書交付、放置自転車対策など道路の適正な使用のための業務　などの管理運営業務

イ　技能職員

道路施設の点検・パトロール（路面状況[穴ぼこ、陥没など]、道路附属物[ガードレール、道路照明灯など]）及び異常・危険個所の修繕、放置自転車などの撤去、請負工事の監督補助　などの直営維持管理業務

一方で、行政職員及び技能職員がそれぞれ分担している業務については、所管施設の維持管理上で密接に関わるものであり、職種間における相互連携が必要不可欠であるため、工営所課長級職員の指揮命令の下で協業体制において業務を遂行している。

【相互連携イメージ】

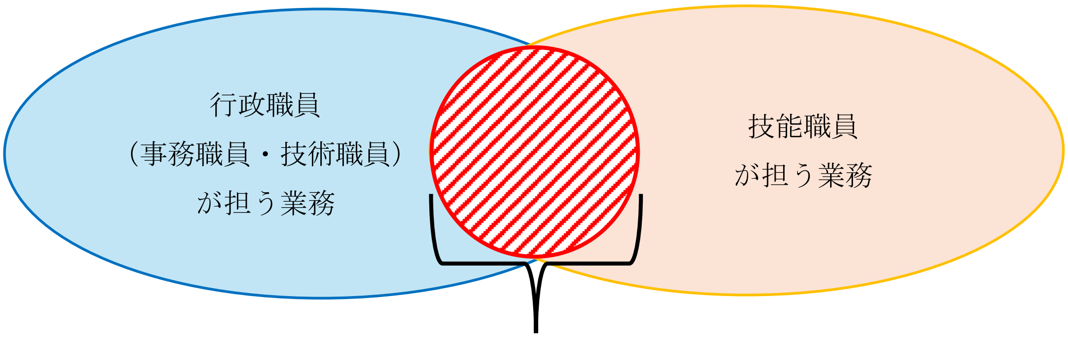

「行政職員が担う管理運営業務」と「技能職員が担う直営維持管理業務」の相互連携部分

（４）現業管理体制

技能職員の主体的で責任のある体制を確立することで、事業の効率的運営と作業効果のより一層の向上をはかり現業職場の活性化をもたらすといった現業管理体制確立の趣旨にもとづき、現業職場のより効率的で円滑な運営を図るため、各主任がより的確な指導性を発揮することを目的として、技能統括主任、部門監理主任、業務主任を設置している。

① 技能統括主任

ア　位置づけ

現業職場において各主任を束ね、行政職課長級職員のもとに、行政職係長級職員との連携を密に保ち、相互の連絡調整を図り、職員全般にわたっての管理・監督機能を十分に果たすことができる職責とする。

イ　業務

技能統括主任は、上司の命をうけて所管業務を掌理し、部門監理主任等の主任を掌握し、所管する職員の指揮監督に務めるものとする。

ウ　役割と責任

設置の趣旨に鑑み、技能統括主任は専任として、所管する職員の服務規律の確保を含む人事管理、作業管理及びその他重要な役割を担うものであり、作業執行にともなう責任と、それに付帯する管理責任を負うものとする。

② 部門監理主任

ア　位置づけ

現業職場において業務主任等を掌握し、行政職係長級職員との連携を密に保ち、相互の連絡調整を図り、業務全般にわたっての管理・監督機能を十分に果たすことができる職責とする。

イ　業務

部門監理主任は、上司の命をうけて所管業務を掌理し、業務主任を掌握し、所管する職員の指揮監督に努めるものとする。

ウ　役割と責任

部門監理主任は専任できるものとし、所管する作業班全般の作業管理を統括する役割を担うとともに、所管する職員の服務規律の確保を含む人事管理では技能統括主任の補佐的な役割を担うものであり、作業執行にともなう責任と、それに付帯する管理責任を負うものとする。

③ 業務主任

ア　位置づけ

現業職場において所管する職員を掌握し、上位主任のもとに、作業執行にかかる管理・監督機能を十分に果たすことができる職責とする。

イ　業務

業務主任は、上司の命を受けて所管業務を掌理し、所管する職員の指揮・監督に努めるものとする。

ウ　役割と責任

所管する職員の作業現場における作業管理を統括する役割を担うとともに、作業執行に伴う責任を負うものとする。